

# 『専門実践教育訓練給付金』のご案内

## ～産業技術大学院大学(AIIT)で利用する場合～

専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

雇用保険の一般被保険者である方又は一般被保険者であった方のうち、一定の要件を満たし、本学の情報アーキテクチャ専攻(平成 26 年 10 月以降の入学生対象(平成 30 年 10 月入学生を除く))又は創造技術専攻(平成 26 年 10 月から平成 30 年 4 月までの入学生対象)を修了した方を対象に、学生本人が支払った入学金・授業料の 50%(1 年あたりの上限 40 万円)が給付されます。

※平成 30 年 3 月末までの入学生は、入学金・授業料の 40% (1 年あたりの上限 32 万円) が給付されます。



### 【対象条件】

- 雇用保険の一般被保険者である  
又は
- 一般被保険者資格を喪失した日から  
入学式の日までが 1 年以内である

- 初めて給付制度を利用する場合  
通算して 2 年以上被保険者である
- 過去に給付制度を利用したことがある場合  
前回教育訓練給付金受給日から今回受講開始日までに  
3 年以上被保険者である

※通算方法その他詳細について、必ずハローワークの情報を確認してください。

また、対象となるかどうか確認するため、ハローワークにて支給要件照会を行うことができます。

### 【対象講座】

- 情報アーキテクチャ専攻 (平成 26 年 10 月以降の入学生対象(平成 30 年 10 月入学生を除く))
- 創造技術専攻 (平成 26 年 10 月から平成 30 年 4 月までの入学生対象)

### 【受給資格確認申請】

入学式の 1 か月前までに、住所を管轄するハローワークに来所の上、手続きを行ってください。

入試日程によっては受験や合否通知よりも前にハローワークでの手続きを行う必要があります。

※提出書類、手続き方法その他詳細について、必ずハローワークの情報を確認してください。

### 【支給申請】

入学後、6 か月ごとに住所を管轄するハローワークに来所して、支給申請を行います。支給申請には、法人(大学)が発行又は配布する領収書、受講証明書、申請書等の書類が必要です。

※ご希望の方には産技大窓口にて、ハローワークのパンフレットをお配りします。

## 【給付額】

専門実践教育訓練	
給付額	受講者が支払った入学金・授業料の50% (受講終了日から1年以内に被保険者として 雇用された又は雇用されている場合等には20%を追加支給)
給付額の上限	40万円(年間) (上記20%の追加支給を受けた場合にあつては112万円/2年)
給付期間	原則2年 (追加支給を受ける場合は最長3年)

※本学の専門実践教育訓練給付金は訓練期間2年です。長期履修制度を利用する場合は支給を受けられません。

### 参考事例1

入学金141,000円(東京都の住民の場合)と2年間の授業料1,041,600円を学生本人が支払った場合

入学金+授業料		給付額(50%)	実質負担額
1,182,600円		591,300円	591,300円
内訳	入学金 141,000円 授業料 1,041,600円		
2年間で修士(専門職)を取得し、かつ、修了日から1年以内に被保険者として雇用された又は雇用されている場合、全体で70%の追加申請を行うことができます。入学金と授業料の70%から、既に給付された額を差し引いた額が給付されます。			
入学金+授業料		追加申請時の合計給付額(70%)	実質負担額
1,182,600円		827,820円 ※236,520円追加	354,780円

### 参考事例2

入学金282,000円(都外の住民の場合)と2年間の授業料1,041,600円を学生本人が支払った場合

入学金+授業料		給付額(50%)	実質負担額
1,323,600円		660,400円 ※年間40万円の上限のため 1年目400,000円+2年目260,400円	663,200円
内訳	入学金 282,000円 授業料 1,041,600円		
2年間で修士(専門職)を取得し、かつ、修了日から1年以内に被保険者として雇用された又は雇用されている場合、全体で70%の追加申請を行うことができます。入学金と授業料の70%から、既に給付された額を差し引いた額が給付されます。			
入学金+授業料		追加申請時の合計給付額(70%)	実質負担額
1,323,600円		926,520円 ※266,120円追加	397,080円

※「東京都の住民」とは、本人又は配偶者若しくは一親等の親族が、入学日の1年前から引き続き東京都内に住所を有する者をいいます。

※入学金及び授業料のみ対象となります。講義で指定された教材の購入費や交通費等の経費は含まれません。

※給付額は、納付した額により変動します。

※授業料の改定があった場合には、改定後の授業料が適用され、給付額及び自己負担額は変動します。